

# 障害者活躍推進計画

令和2年3月

伊根町教育委員会

# 伊根町教育委員会障害者活躍推進計画

## I 総論

### 1 目的

この計画は、障害者である職員がその能力を有効に発揮して職業生活における活躍の推進に関する取り組みを総合的かつ効果的に実施することを目的に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、障害者一人ひとりがその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる環境の整備を図るために、本行動計画を策定し公表することとする。

### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間

### 3 課題

伊根町教育委員会において、これまでに障害者に限定した職員の募集・採用は行っていない。これまでも、障害者が在籍することがあったが個別に対応しており、組織的な体制整備を特段行ってこなかった。

### 4 目標

#### (1) 採用に関する目標

各年度における当該年6月1日時点の法定雇用率について、伊根町、伊根町教育委員会、伊根町議会事務局で合算して達成する。

#### (2) 定着に関する目標

毎年6月1日時点で人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握、進捗状況を把握する。

## II 取組内容

### 1 障害者の活躍を推進する体制整備に関すること

(1) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。

(2) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

### 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

(1) 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(2) 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

### 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

- (2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- (3) 募集・採用に当たっては以下の取扱いを行わない。
  - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
  - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
  - ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
- (4) 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- (5) 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。

#### 4 その他

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

伊根町告示 第 号

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく伊根町特定事業主行動計画を策定したので、ここに告示する。

令和 2 年 3 月 日

伊根町長 吉本 秀樹